Tadaoka 商工会ニュース

第141号　発行所：忠岡町商工会　〒595-0812 忠岡中1丁目1番23号　電話（0725）33-3208　FAX（0725）32-4880
http://www.tadaoka.or.jp/　info@tadaoka.or.jp　（印刷　かなた印刷）

商工会会員数

製造	153
建設	118
小売	150
卸売	34
サービス	105
その他	135
計	695
（法人	247）
（個人	448）

平成21年3月31日現在

忠岡 再発見！

忠岡Worker発刊！

知らなかったこの店・あの会社を一挙ご紹介
忠岡のお店・会社をどうぞご利用下さい！

忠岡Worker編集委員会が中心となり、平成21年3月30日に忠岡町内のお店や会社を紹介したガイドブック「忠岡Worker（ワーカー）」を発刊致しました。

忠岡町商工会報、忠岡町広報などを通じて掲載募集を行ったところ、当初予定をはるかに凌ぐ100社からお申込みをいただき、町内地図などを含め80ページに仕上がりました。

小売・飲食、製品・技術、サービス、医療・福祉の4つのカテゴリーにまとめて、お店・会社の情報や宣伝広告を掲載しております。また、お店・会社の情報と町内地図がリンクし、一目で場所がわかるように工夫しております。

忠岡Worker発刊を機に、是非とも忠岡町内のお店・会社をご利用いただきますようお願い致します。

なお、自治会を通じて配布させていただきましたが、残部を商工会窓口にて配布しております。ご入用の際は商工会までお問合せ下さい。

お店・会社のホームページ作成致します

商工会では、忠岡Worker発刊に引続き、忠岡町内の商工業の活性化のため平成21年5月より忠岡町内のお店・会社のホームページを作成・掲載いたします。

左図のとおり、ご依頼いただきましたら商工会職員がうかがい、作成させていただきますので簡単にホームページができます。商工会会員は、無料で作成致します。非会員の方は月千円の掲載料が必要となります。

作成・掲載の流れ

①商工会に依頼（TEL可）
←
②掲載原稿の打合せ
←
③写真撮影（出張・持込可）
←
④商工会が作成
←
⑤ホームページ掲載

4月10日 新たな経済対策を決定！

中小・小規模企業を 全力をあげて 応援します

平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「経済危機対策」がとりまとめられ、経済産業省、中小企業庁、金融庁、厚生労働省が連携して、左記のとおり中小・小規模企業対策をさらに拡充し、支援を進めていくこととなりました。

新たな経済対策の内容

①資金繰り支援をさらに拡充！
②ものづくり・販路開拓などを支援！
③商店街の取組を応援！
④雇用維持に取り組む中小・小規模企業を支援！
⑤経済危機対策における税制改正！

緊急経営対策資金（府緊急）の対象業種が拡大！

現在、緊急経営対策資金（府緊急）は760の対象業種でご利用いただけます。

融資対象　府内において事業を営んでいる中小企業者で、市町村長の5号認定を受けた方。

5号認定の要件

国が指定する業種に属し、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当すること。

(イ)最近3ヵ月間の平均売上高が前年同期の平均売上高に比べて、3％以上減少している方。

(ロ)製品等原価のうち20％以上を占める原油等の仕入価格が20％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。

(ハ)最近3ヵ月間の月平均売上総利益率または月平均営業利益率が前年同期の月平均売上総利益率または月平均営業利益率に比べて、3％以上減少している方。

融資限度額　2億円（無担保8千万円）

返済期間　10年（運転・設備とも）

融資利率　年1・4％（21年4月15日現在）

保証料　年0・8％

お申込み先　泉州銀行、大阪信用金庫など。

※マルケイ融資、緊急経営対策資金とも忠岡町の利子補給制度を利用することができれば実質負担金利はより安くなります。

《無担保・無保証人》マルケイ融資の融資上限額が1500万円に拡大！

平成21年4月15日より無担保・無保証人でご利用いただける「マルケイ融資」の融資限度額が1500万円に拡大され、返済期間も従来よりも長くご利用いただけるようになりました。

融資対象　常時使用する従業員が商業・サービス業の場合5人以下、製造業・その他の場合20人以下の事業者

融資限度額　1500万円

返済期間
運転資金7年以内（据置1年以内）
設備資金10年以内（据置2年以内）

融資利率　年2・1％（21年4月15日現在）

その他の要件

①商工会の経営指導を6ヶ月以上受けていること。
②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること。
③最近1年以上同一商工会地区内で事業を行っていること。
④日本政策金融公庫の非融資対象業種等でないこと。

お申込み先　忠岡町商工会

無料電話相談 ～その日のうちに問題解決～

『弁護士コール２００９』お申込み受付中！

①平日の午後１時～５時に商工会にお申込み下さい。
②１回20分以内の電話無料法律相談（１日１回・１ヶ月２回まで）
③事業または経営に関する会員ご自身の具体的な法律問題に限定
④平成２１年４月１日～２２年３月３１日までの期間限定

不動産コンサルタント
ＲＥＣ 株式会社レック総合事務所
国土交通大臣登録一般不動産投資顧問業　大阪府不動産コンサルティング協会会員
レントＬＬＰ組合員（賃貸空室借り上げ）ＮＰＯ法人関西事業再生支援センター会員
Homepage http://www.recso.co.jp/　メールアドレス info@recso.co.jp
不動産のことならお問い合せは　☎0725－23－3894まで

雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ

中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和！

中小企業緊急雇用安定助成金とは、世界的な金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業・教育訓練または出向させた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成する制度です。

▼助成率の上乗せ

判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6ヶ月間）の月平均事業所労働者数と比して5分の4以上であり、判定基礎期間とその直前6ヶ月の間に事業所労働者の解雇等をしていない場合に助成率が10分の9に上乗せされます。

▼支給要件の確認方法の緩和

生産量が、前年同期または直前3ヶ月と比較して、5％以上減少していることという生産量要件について、これまでは生産量のみでみることが原則でしたが、今後は「売上高または生産量」のどちらかの指標を用いても良いことになり、確認方法が緩和されました。

▼休業等（休業及び教育訓練）規模要件の廃止

暦日または賃金締切期間における休業等を行った日の延日数が所定労働延日数の20分の1以上である必要がありましたが、要件を廃止し、休業等日数に応じて助成致します。

▼支給限度日数の引上げ

3年間で300日（最初の1年間で200日を限度）となり連続した利用が可能となりました。

▼短時間休業の要件緩和

短時間休業を実施する場合は対象労働者全員について1時間以上、一斉に行う必要がありましたが、対象労働者ごとに1時間以上行われる休業についても助成の対象と致します。

中小企業緊急雇用安定助成金説明会のご案内

忠岡町商工会、泉大津商工会議所、和泉商工会議所、高石商工会議所共催で、次のとおり中小企業緊急雇用安定助成金説明会を開催致します。

日　時　5月18日（月）13時30分～15時30分
場　所　泉大津商工会議所　2階大ホール
講　師　大阪労働局雇用保険課　課長補佐　長谷川雅一氏
参加費　無料
定　員　30名

※お申込みは忠岡町商工会まで。

平成21年3月31日に雇用保険法が改正されました

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット機能および失業された方に対する再就職支援機能を強化するため、雇用保険制度が改正されました。

■雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者及び派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が、「1週間あたりの所定労働時間が20時間以上」かつ「6ヶ月以上の雇用の見込みがあること」になり、適用範囲が拡大されました。また、平成21年4月1日以前から勤務している労働者であっても平成21年4月1日以降、適用基準を満たすことになった場合には資格取得手続をする必要があります。

■雇止めとなった非正規労働者に対する基本手当の受給資格要件の緩和と所定労働日数の拡充

特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方（特定理由離職者）については、通常基本手当の受給資格要件として離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上必要なところ、離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あれば受給資格要件を満たすようになりました。

また、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方は、基本手当の所定給付日数が特定受給資格者と同様に手厚くなりました。（雇用保険加入の期間や離職時の年齢により手厚くならない場合もあります。）

期間の定めのある労働契約の締結の際に労働契約が更新されることが明示されていたにもかかわらず契約の更新がされずに離職された方については、雇用期間が1年未満であれば特定受給資格者となっていましたが、雇用期間1年未満という要件を緩和し、雇用期間1年以上でも該当するようになりました。

※離職日が平成21年3月31日以降の方が対象となります。

■再就職が困難な方に対する給付日数の延長

倒産や解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方で、次の1～3のいずれかに該当する方について、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた場合は、給付日数が60日分延長されます。

1、受給資格に係る離職日において45歳未満の方
2、雇用機会が不足している地域として指定する地域に居住する方
3、公共職業安定所で知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職支援を計画的に行う必要があると認められた方

※被保険者であった期間が通算して20年以上かつ所定給付日数が270または330日である方は、30日分の延長になります。

※1及び2については、基本手当受給中に積極的かつ熱心に休職活動を行っている方が対象となりますので、求人への応募回数等が少ない方や止むを得ない理由がなく所定の失業認定日に来所しなかった方などは対象になりません。

※就職が困難なものに係る所定給付日数となっている方は、当該所定給付日数が手厚くなっているため、延長の対象とはなりません。

■雇用保険料率の引下げ

平成21年度に限り雇用保険料率が0・4％引き下げられました。

区分＼項目		雇用保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
一般事業		11/1,000	7/1,000	4/1,000
特掲事業	農林水産業、園芸サービス事業、牛馬育成、養鶏、酪農又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く清酒製造の事業	13/1,000	8/1,000	5/1,000
	建設事業	14/1,000	9/1,000	5/1,000

経営セーフティ共済

取引先の突然の倒産。そんな時あなたを守る安心の制度！

取引先の予期せぬ倒産！どうしますか？
・・・・・・
資金の手当て

利益が出ている企業は、節税しながら強固な経営基盤が確保できます。

●倒産した取引先との商取引の確認により借入れができます
掛金の10倍の範囲内で被害額相当額まで（最高限度3200万円）
しかも無担保・無保証人！
銀行等の融資とは根本的に違います。

●迅速に借入れができます
通常、18日以内で貸付けを実行。

●掛金は経費（損金）算入できます
1年以内の前払い分も算入できます。

●掛捨てではありません
貸付けを受けなければ掛金が返還されます。
→12月以上納めていれば80％以上
→40月以上納めていれば任意解約で100％戻ります！

●毎月の掛金……5,000～80,000円（5,000円刻みで自由に選択）
●法律だから安全運営！……「中小企業倒産防止共済法」という法律に基づき運営
●共済金の貸出、確かな実績…貸付累計24万5千件　1兆6千億円超
一件当たりの貸付金額700万円

お問合せ・お申し込みは　忠岡町商工会へ

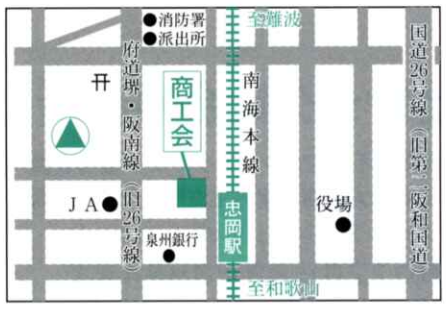

商工会会員　募集中！

税務・労務・金融等経営に関するあらゆるご相談に対応致します。
個人会費　年12,000円～
法人会費　年36,000円～
お問合せは ☎33－3208 へ

車上ねらい・部品ねらい注意報

月極駐車場内で、CDやカーナビを盗む車上ねらいが多発しています。

夜間の駐車場では、ベッドライトをアップにして不審者の発見に努めましょう！車には盗難防止装置、カーナビには「カーナビ盗難防止ネジ」を装着しましょう！

泉大津警察署・泉大津警察署管内防犯協議会

6月は「就職差別撤廃月間」です

〔しない　させない　就職差別〕

働くのは私！私自身を見てください

〔問合先〕大阪府商工労働部雇用推進室
☎06－6944－6761